年度別評価実施計画

目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）及び従来の評価実施計画の考え方を踏まえ、環境省施策体系において評価を実施する年度を下記のとおり計画的に実施することとする。

施　策　名	令和6年度	令和7年度	(参考)令和8年度	(参考)令和9年度	(参考)令和10年度	(参考)令和11年度
1. 地球温暖化対策の推進	○	○	○	○	○	○
2. 地球環境の保全		○			○	
3. 大気・水・土壌環境等の保全			○			○
4. 資源循環政策の推進	○		○		○	
5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進		○		○		○
6. 化学物質対策の推進		○			○	
7. 環境保健対策の推進	○			○		
8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備	○			○		
9. 地域脱炭素の推進	○	○	○	○	○	○
10. 放射性物質による環境の汚染への対処	○	○	○	○	○	○
評価施策数	6	6	5	6	6	5

※　現行の環境省政策評価基本計画の計画期間がR3年度～R7年度であるためR8年度以降は参考として表示

（評価の対象）

「○」を付した年度は、通常の評価を行う年度。

空欄となっている年度は、モニタリング評価を行う年度。

（年度別評価実施計画の考え方）

１.「1. 地球温暖化対策の推進」については、内閣の重要政策としての位置付け、地球温暖化対策への国民の関心の高さ等を踏まえ、毎年度通常の評価を行う。また、「2. 地球環境の保全」については、「1. 地球温暖化対策の推進」を毎年度通常の評価を行っていることを考慮し、おおむね３年度毎に通常の評価を行う。

２.「3. 大気・水・土壌環境等の保全」及び「6. 化学物質対策の推進」から「8.　環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備」までについては、下記３の施策より長期的な視点から、３年度毎に通常の評価を行う。

３.「 4. 資源循環政策の推進」及び「 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進」については、隔年度毎に通常の評価を行う。

４.「9. 地域脱炭素の推進」については、「1. 地球温暖化対策の推進」と深く関わることから、地球温暖化対策への国民の関心の高さ等を踏まえ、毎年度通常の評価を行う。

５.「10. 放射性物質による環境の汚染への対処」については、国民の関心の高さ等を踏まえ、毎年度通常の評価を行う。